

答申第 1 2 7 号

(諮問第 1 5 0 号)

答 申

第 1 審査会の結論

大分県教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和 4 年 6 月 20 日付けで行った 2 件の公文書非公開決定処分は、いずれも妥当である。

第 2 審査請求に至る経緯

1 公文書の公開請求

審査請求人は、大分県情報公開条例（平成 12 年大分県条例第 47 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により、令和 4 年 6 月 6 日付けで、実施機関に対して、次の内容の公文書について、対象期間ごとに合わせて 2 件の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

大分工業高等学校で使用している又は使用していた車両系建設機械に関し、労働安全衛生規則の規定に基づいて次の対象期間に行った定期自主検査（安衛則第 168 条関連、月次）について、労働安全衛生規則第 169 条の規定に基づいて作成した当該自主検査の記録

- (1) 令和 3 年 1 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日まで
- (2) 令和 2 年 1 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日まで

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求に対して、条例第 11 条第 2 項の規定に基づき、令和 4 年 6 月 20 日付けで、公文書不存在（公開請求に係る期間中は、適宜、当該車両系建設機械による作業の安全のため、操作装置、作業装置等の異常の有無等について確認していたが、同規則第 169 条の規定に基づく記録を作成又は取得していないため）を理由として、合わせて 2 件の非公開決定を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、行政不服審査法（昭和 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、上記 2 件の非公開決定について、令和 4 年 7 月 12 日付けで、実施機関に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、上記 2 件の非公開決定処分を取り消し、新たに対象文書を特定し、かつ公文書を公開するとの裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張の内容は、おおむね次のとおりである。

労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「規則」という。）第 168 条で規定する車両系建設機械の月次の自主検査については、同条第 1 項各号の事項に関して、1 月以内ごとに 1 回、又は 1 月を超える期間使用しない場合にはその使用を再び開始する際に行わなければならない。

また、この自主検査を行ったときは、規則第 169 条各号の事項を記録し、3 年間保存しなければならないとされている。

大分工業高等学校のホームページでは、複数の日時に車両系建設機械を使用している事情が認められるため、規則第 169 条の規定に基づく記録は、不定期であっても作成されてしかるべきである。

よって、2 件の非公開決定処分における非公開理由は、規則等に照らし不合理である。

第 4 実施機関の弁明の要旨

実施機関の弁明の内容は、おおむね以下のとおりである。

規則第 168 条第 1 項では、事業者は、車両系建設機械について、1 月以内ごとに 1 回、定期的に自主検査を行わなければならないとされている。ただし、1 月を超える期間使用しない場合は、同項ただし書及び同条第 2 項の規定により、その使用を再び開始する際に、自主検査を行わなければならないとされている。

そして、これらの自主検査を行ったときは、規則第 169 条の規定により、同条各号に定める事項を記録し、これを 3 年間保存しなければならないとされている。

大分工業高等学校では、車両系建設機械を令和 2 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に 20 回使用し、令和 3 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に 21 回使用していた。その使用の都度、操作装置及び作業装置等の異常の有無等について確認していたが、規則第 169 条の規定に基づく記録を残していなかった。

このため、公文書公開請求があった文書は、未作成、未取得の文書であり、不在により非公開としたものである。

第 5 審査請求人の反論の要旨

実施機関の弁明に対して、審査請求人から反論はなかった。

第 6 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、大分工業高等学校で使用する車両系建設機械に関して、本件公開請求における各対象期間に、規則第 168 条の規定に基づき実施した定期自主検

査について、規則第 169 条の規定に基づいて作成した当該自主検査の記録である。

2 公文書不存在による非公開決定の適否について

規則第 168 条第 1 項の規定により、事業者は、車両系建設機械について、1 月以内ごとに 1 回、定期的に、自主検査を行わなければならないとされている。ただし、1 月を超える期間使用しない場合は、同項ただし書及び同条第 2 項の規定により、その使用を再び開始する際に、自主検査を行わなければならないとされている。

また、当該自主検査を行ったときは、規則第 169 条の規定により、同条各号に定める事項を記録し、これを 3 年間保存しなければならないとされている。

実施機関は、弁明書において、大分工業高等学校では、車両系建設機械を令和 2 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に 20 回、令和 3 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に 21 回使用しており、その使用の都度、操作装置及び作業装置等の異常の有無等について確認していたが、規則第 169 条の規定に基づく記録を残していなかったため、本件対象公文書を作成又は取得していないと主張している。

この点について、本件公開請求の対象期間中、車両系建設機械の使用の都度、操作装置及び作業装置等の異常の有無等について確認していたが、規則第 169 条の規定に基づく記録を残していなかったという実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はない。

よって、対象公文書が存在しないという実施機関の説明は信用できる。

したがって、本件対象公文書が存在すると認めることはできず、実施機関が不存在を理由として非公開決定を行ったことは、妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、公文書の存在に関する主張の他に種々の主張をしているが、当審査会は、条例により与えられた権限に基づき、請求者からの公文書公開請求に対し実施機関が行った公文書の非公開決定について、その適否を審査することを本務とするものであるから、それらについては、審査の対象外である。

4 結論

以上のことから、当審査会は、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

第 7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和 4 年 9 月 2 9 日	諮 問
令和 4 年 1 0 月 2 4 日	事案審議（令和 4 年度第 6 回審査会）
令和 4 年 1 2 月 2 1 日	答申決定（令和 4 年度第 7 回審査会）

大分県情報公開・個人情報保護審査会指定委員

氏 名	職 業	備 考
生 野 裕 一	弁 護 士	会 長
渡 邊 博 子	大分大学経済学部教授	
中 島 英 司	大分県商工会議所連合会専務理事	
松 尾 和 行	元大分合同新聞社編集局長	
水 谷 トシエ	大分県地域婦人団体連合会副会長	